

尾張旭市都市計画マスタープラン庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 長期的視点に立った総合的、体系的なまちづくりの基本的指針である尾張旭市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）を、全庁的な協力体制のもとに推進するため、尾張旭市都市計画マスタープラン庁内推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市計画マスタープランの進行管理に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの推進に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープランに関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、都市計画課長をもって充てる。

3 委員は、職員10名以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、会議を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(意見聴取)

第6条 会議は、必要があるときは、会議の委員以外の者から意見を聴取することができる。

(報告)

第7条 会長は、必要に応じ会議の経過及び結果を市長に報告する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。